

古代日本語に於ける音節結合の法則

上代の國語に存在する音節結合の法則については、既に「古事記に於けるモの假名の用法について」(國語と國文學昭和七年十一月號)の中にその概略を記したのであるが、その後古事記・日本書紀及び萬葉集(東歌・防人歌を除く)の全體に關する調査を終へて、次の三つの法則の存在を確信することが出来るやうになつた。

第一則 甲類のオ列音と乙類のオ列音とは、同一結合單位内に共存することが無い。

第二則 ウ列音と乙類のオ列音とは、同一結合單位内に共存することが少い。就中ウ列音とオ列音とが成る二音節の結合單位に於て、そのオ列音は乙類のものではあり得ない。

第三則 ア列音と乙類のオ列音とは、同一結合單位内に共存することが少い。

ここに結合單位と稱するものは、普通の言葉でいへば語根又は語幹に略相當する。語を結合單位に分析するについては、すべて次の方針に據る。

(1) すべて複合語は、その構成要素に分析する。その上で、

(2) 動詞はその語幹を一結合單位とする。派生動詞は、接尾辭サブ(ウマヒトサブ、カムサブ等)及び接尾辭ナフ(ヘイザナフ、ウシナフ、オトナフ、ツミナフ、トモナフ、ニナフ等)を含むものの外、すべて單純動詞と

同様に扱ふ。

古代日本語に於ける音節結合の法則

- (3) 形容詞の中、所謂ク活用に屬するものは、その語幹を以て一結合單位とする。シク活用に屬するものの中、コホシ(戀)トキジ(非時)トホトホシ(遠々)の如きは、それぞれ動詞コフ(戀)名詞トキ(時)及びク活用の形容詞トホシ(遠)と關係がある故、コホ、トキ、トホを以て一結合單位とする。併しトモシ(羨)タノシ(樂)ヨロシ(宜)の如き場合には、シを取り去つた残りのトモ、タノ、ヨロシだけを果して意味をなすものかどうか疑はしい故、これらはシのついた形トモシ、タノシ、ヨロシ等を以て一結合單位とする。
- (4) 用言の活用語尾は、すべて結合單位の中に入れない。

- (5) 接頭辭及び接尾辭は、用言を作る接尾辭を除く外、すべてそれ自身で一結合單位を成すものと認める。又動詞を作る接尾辭サブ(上二段)及び接尾辭ナフ(四段又は下二段)も、その附屬する語根との接合状態に、音節結合の法則の關係することが無い故、亦それ自身一結合單位をなすものとする。

これらの方針については、別に一定の演繹的根據があるわけではない。奈良時代の言語に於て、音節結合の法則が、大體どの位の範圍について行はれてゐるかをまづに觀察し、なるべく廣く一般に通ずるやうな法則を立てて見たまでのことである。

なほ實際に材料を扱ふに際しては、上の(1)については人によつて随分見解を異にすることがあり得る。ナミダ(涙)はナキミツタリ(泣水垂)の約であるとか、サルタビコ(猿田彦)はシリアカルテラビコ(尻明光彦)の轉であるとか、何とでもこじつけられいくらでも細かく分析することが出来る。それ故、なるべく牽強附會に陥ることを防止するために、語を結合單位に分析するには次の方針を採つた。

- (1) 果して分析し得るものかどうか疑はしい場合には分析せずにおく。

(2) 意義不明の語句は研究材料の中からしばらく除外する。

(3) 固有名詞は、一見して語原の明かな場合のほか、すべて研究材料の中からしばらく除外する。

後二項の解決は之を後日に期せんとするものである。又(1)の方針に據る時は、實は一層細かく分析し得るものを分析せずに扱へやうになるおそれがあるけれどそれは現在の所止むを得ない。(2)の方針に據つて除外する語句は次の通りである。

(1) 古事記 許呂呂岐豆(古訓本斗呂呂岐豆、神代) 登陀流(神代) 宇岐土摩理蘇理多多斯豆(神代) 伊基能布

(神代) 毛古(應神) 本都毛理(應神)

(2) 日本書紀 毛胡(仁德) 娜毗騰耶饒磨珥(雄略) 矢自短矢慮(繼體) 母慮紀舟(皇極) 羽田朝臣齊此云牟五閉(天

武下)

(3) 萬葉集 味凝(卷二) 味凍(卷六) 大能備爾(卷六) 意余斯遠波(卷五) 牛留鳥(卷三) 思許里(卷十二)

南自許里(卷七) 穴串呂(卷九) 手寸十名相(卷十) 豆吳枳豆(卷十八) 等能斯久母(卷五) 音杼侶(卷十

一) 跡位浪(卷二) 跡座浪(卷十三) 得乎良布(卷九) 奈麻余美乃(卷三) 夜之穗杼呂(卷四、卷八) 百小

竹之(卷十三)

今後本稿の表では、橋本先生が乙類と名付けておいでになる種類の假名にはすべて平假名を充て、その他一般の假名には片假名を充てることにする。但し平假名の「へ」は片假名と紛れ易い故、代りに「へ」を用ゐる。又ア行のエには「え」を、ヤ行のエには「エ」を充てる。次にモの假名は唯古事記に於てのみ甲乙兩類に使ひ分けられて居り(これに關する私見は「古事記に於けるモの假名の用法について」の中で述べた。)日本書紀や萬葉集では使ひ分けられて

るない。それ故本稿では、古事記に用例の無い語については甲乙兩類を區別せず、すべて變體假名「せ」を以てあらはすこととする。

まづ本稿の初めに掲げた三つの法則の中、第一則から始めることとする。他日詳しく發表する際には甲乙兩類に屬するオ列の假名の用例を全部出し、それから結合單位を析出した過程を明示する積りであるが、今回は紙數に制限がある故、止むを得ずただ結論だけを述べる。

1、甲類のオ列音が二ツ以上同一結合單位内に共存する例

ココ(揉む音)モモ(百)モモ(股)イトコ(親)シノノ(濡れる狀)

2、乙類のオ列音が二ツ以上同一結合單位内に共存する例

こと(事、言)こと(琴)こと(異、殊)こと、こと(同、如)ごと(每)この(このム、好)こも(菰、薦)こも(こもル、隱)ころ(頃)ころ(ころス、殺)ころ(ころフ、嘖)ころ(癡)そこ(底)そそ(そそク、濯)そそ(そそル、聳)その(園)そよ(物の音)そこ(床)そこ(常)とど(物の音)とど(とどム、止)との(殿)との(全)とも(伴、共)とよ(豐)とよ(とよム、響動)のこ(のこス、殘)のこ(のこフ、拭)のど(長閑)もと(本)もの(物)もろ(神社)よこ(横、不正)よそ(外)よそ(よそル、寄よど(淀)よよ(よよム、言語不明瞭)よも(黄泉)よろ(萬)イとの(イとのク、甚)ここシ(峻)ここ(九)こころ(心)ころも(衣)こらろ(水搔鳴狀)シとと(鷓)そほど(沾)ところ(所)ところ(聲)とらとら(とらとらのフ、整)とらとら(響)ともシ(羨、乏)とよを(とよをス、響動)とヲよ(とヲよル、撓)のびとよ(呻吟)ほびろ(斑)せころ(如)もどホ(もどホス、廻)よろシ(宜)よろボ(よろボフ、踉蹌)

このシロ（鯛魚）もどこホ（どどこホル、滯）どどろこ（どどろこス、轟）どホシロ（大）ネをころ（懇）
イキドホろ（イキどホろシ、憤）ホとギス（時鳥）

而して甲類のオ列音と乙類のオ列音とが同一結合單位内に共存する例は一つも無いのである。ただ問題となるのは、第一、古事記上卷に宇士多加禮斗呂呂岐豆と見えるその斗呂呂岐豆であるが、ここは眞福寺本伊勢本寛永本には許呂呂岐豆となつてゐる。延佳本には斗々呂岐豆とあり、古訓本は一本に據つて斗呂呂岐豆としてゐる。許と斗とは草書では互にその形が似て來るけれど、斗が許と見誤られる機會よりは、寧ろ許のひどく崩れた形が斗と見誤られる機會の方が多くはあるまいか。その上眞福寺本伊勢本寛永本のやうな古い本には皆「許呂呂岐豆」となつてゐるのであるから、解釋上からいへば無論「斗呂呂岐豆」の方がよく分るには違ひない（と言つても「どろろく」といふ形自身は他に一つも用例が無いのである）。けれども、なほ許呂呂岐豆の方が原形であるといふ可能性もかなり多いわけである。この語は日本書紀に膿沸虫流とある所に相當するので、その意味は略想像し得るけれども、なほ明かでないから材料の中からは除いてある。第二に問題となるのは、孝徳紀の鯛魚（人名）の訓注「擧能之盧」（擧及び能は乙類、盧は甲類）であるが、元來日本書紀流布本に於ける盧（ロ）の假名の用例のうち、甲類相當の場所に用ゐた所二個所、乙類相當の場所に用ゐた所十二個所であり、その中後の十二個所は他本には盧（乙類）となつてゐるものである。盧は古事記には甲類の假名として用ゐられて居り、又字音（十二轉一等）の方から見ても甲類相當の文字である故、紀で盧を乙類相當の場所に用ゐた十二個所は、恐らくは盧の誤であらうと思はれる。さて孝徳紀については、私はまた古寫本類を検してゐないので何ともいへないが、擧能之盧の盧も恐らくは盧又は盧の誤ではあるまいか。鯛魚は出雲風土記には近志呂（もつとも同書には特殊の方言を混じてゐる疑がある。）となつて居り、又上宮紀系譜の中に己乃斯

里王と見えるのも多分同意義の御名であらうと思はれる。而して呂も里も共に乙類の假名である。

次に第二則について述べる。

(1) ウ列音が甲類のオ列音と同一結合單位内に共存する例

ウヨ(愚) クソ(糞) クモ(雲) クロ(黒) スソ(襪) ツト(苞) ツト(ツトム、努) ツド(ツドフ、集)
ツノ(綱) フト(太) ムロ(室) ムロ(椗) コムラ(豚) フクロ(袋)

(2) ウ列音がオ列音と同一結合單位内に共存する例

トブサ(樹末?) ウシろ(後) クシロ(釧) ムシろ(蓆) オよヅレ(妖言) ホとぎス(時鳥)

即ちウ列音が甲類のオ列音と結合した例は14種に及んでゐるが、乙類のオ列音と結合した例は6種に過ぎない。而も私の知る範圍では、(2)の諸例の中ウシロ、ムシロ、オヨヅレの3種は、之を更に分析し得るといふ説が既に提出されてゐるものである。トブサの解釋には疑説もある。ホトトギスは鳥の鳴聲を摸した語であるといふが、それならば例へばホトト・ギスといふ風に中にきれ目をつけて聽いたことがないともいへないであらう。又或は、スは、カラスやウグヒスのスなどと同様に、鳥類の名につく一種の接尾辭であるかも知れない。但しこれらはいづれも果して分析し得るものかどうか疑問である故、しばらく分析せずにおいたのである。併しウ列音が乙類のオ列音と結合する例は、少くとも二音節の結合單位の中には一つも見當らないこと上の表にあらはれてゐる通りである。もつとも、これら12例はいづれもウ列音が先に立つてゐるものであるが、オ列音が先に立つ場合にも多分同様であつたらうと思はれる。それについては確實な萬葉假名書きの例は無いけれども、モズ(百舌)のモが甲類のものであつたことが間接に推定される。即ち、古事記に見える地名の毛受につき、仁徳紀所載の地名起原傳説は之を鳥の名のモズ(百舌)と關係さ

せてゐる。勿論この傳説自身は果してそのまま信じてよいものかどうか分らないし、又日本書紀ではその假名に甲乙兩類の使ひ分けが無いのであるが、書紀の撰者が勝手に創作した物語とも思はれず、やはり相當に古くから、恐らくはモが世間一般に二類に發音し分けられてゐた時代から傳はつた物語であらうから、古事記にこの地名を毛受と記してゐることから考へて、モズ(百舌)のモは本來甲類のものであつたと推定してよからう。

次に第三則について

(1) ア列音が甲類のオ列音と同一結合單位内に共存する例

コガ(コガル、焦) ソナ(ソナフ、具) ソバ(ソバフ、戲) ソマ(杣) ソラ(空) トガ(梅) アソ(アソブ、遊) カコ(カタカコ、片栗) カソ(幽) カゾ(數) カド(角) カモ(鴨) カヨ(カヨフ、通) サト(里) サド(サドフ、惑?) タド(タドル、迪) ナゴ(和) ナソ(ナソフ、准) ナヨ(柔軟) ハト(鳩) ハロ(遙) マト(マトフ、惑) マヨ(肩) マヨ(繭) マヨ(マヨフ、亂) コムラ(騏) アソソ(仄) アロジ(主) タノシ(樂) ヒロカ(タヒロカス、瓢箪) アラソ(アラソフ、争) イサヨ(イサヨフ、躊躇) カガヨ(カガヨフ、炫) カシコ(畏) サマヨ(サマヨフ、呻吟) タケソ(タケソカ、偶然) タダヨ(タダヨフ、漂) ハハソ(杵) ミサゴ(鳴)

(2) ア列音が乙類のオ列音と同一結合單位内に共存する例

こヤ(こヤル、臥) そバ(樹名) とが(咎) とハ(永久) とバ(とバス、飛) とマ(とマル、留) アそ(親稱) カそ(父) タの(タのム、頼) マそ(全) マろ(圓) マろ(自稱) とプサ(樹末?) よラシ(宜) アどそ(アどそフ、率) オこナ(オこナフ、行) ナごり(名殘) ヲろガ(ヲろガム、拜) イヤチこ(灼然)

即ちア列音が甲類のオ列音と結合した例は39種に及んでゐるが、乙類のオ列音と結合した例は19種に過ぎない。而も私の知る範圍では(2)の諸例の中トハ(永久)アソ(親稱)タノ(頼)マロ(自稱)ヨラシ(宜)アドモ(率)ナゴリ名殘)ヲロガ(拜)イヤチコ(灼然)の9種は、之を更に細かく分析し得るといふ説が既に提出されてゐるものである、又トブサ(樹末?)の解釋については異説もある。ソバ(樹名)も實は疑問の語である。オコナフ(行)のナフはトモナフ(伴)ウシナフ(失)などのナフ(この接尾辭は音節結合の法則と關係がないこと初に述べた通りである)と同じなのかも知れない。コヤル(臥)トバス(飛)トマル(留)については、接尾辭ス、ルの前にはア列音の來ることが最も多い故、コヤ、トバ、トマなどは或は他の語の場合からの類推で新に作られた形かも知れない。(この第三則は、昭和五年に書いた私の大學卒業論文には記しておいたけれども、例外及び疑はしい例が比較的多いので、概觀のみから直ちに判断を下すことに不安を感じ、確實な計算を終へるまでは發表を差控へることにした。翌年五月に書いた「國語にあらはれる一種の母音交替について」に、ただ第一則と第二則とのみを記して第三則を省いたのはこのためである。)

この表は、例へば「コ」の下の縦列についていふと、「コ(清濁共)が同一結合單位の中でア列音、ウ列音、甲類及び乙類のオ列音の各と共存する例の数(結合單位の種類の数)を示すものである。但し「モ」の下(オ列甲の欄)に於ける「モモ(百)や、「と」の下(オ列乙の欄)に於ける「ととこホ(滯)の如く、同じ音が同一結合單位内に二つ共存する場合には、同一結合單位を二回数へてある。これによると、甲類のオ列音が好んでア列音ウ列音及び甲類のオ列音とは結合しながら、乙類のオ列音と結合することは決して無く、又乙類のオ列音が好んで同類のオ列音とは結合しながら、異類のオ列音とは決して結合せず、ア列音やウ列音と結合することも比較的少いといふ事實が一見して

	コ	ソ	ト	ノ	モ	ヨ	ロ	計	%
ア列	6	13	8	1	1	9	3	41	63.0
ウ列	2	2	4	1	1	0	4	14	21.5
オ列甲	3	0	1	2	4	0	0	10	15.3
オ列乙	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	こ	そ	と	の	も	よ	ろ	計	%
ア列	4	4	6	1	0	1	3	19	11.1
ウ列	0	0	3	0	0	1	3	7	4.1
オ列甲	0	0	0	0	0	0	0	0	0
オ列乙	33	10	43	13	10	15	20	144	84.7

明かになるであらう。

このほか、場所をあらはす代名詞の中で、「ここ」(此處)、「そこ」(其處)には「こ」がついてゐるのに、「イヅク」(何處)には「ク」がついてゐる。(イヅクはココやソコからの類推で平安時代初期に出来た形である。)又「ミヤコ」(宮處)には「コ」がついてゐる。これらはいづれも音節結合の法則と關係があらうと思はれる。

格助詞「の」には別に「ナ」といふ形がある。これは奈良時代には既に自由に用ゐられず、たださまつた複合語の中にあはれるのみである。確實な萬葉假名書きの例のあるものは、「タナ」(手之)、「マナ」(眼之)、「マナ」(眞之)、「ミナ」(水之)、「ハヤスヒナ」(速吸之)、「ウナ」(海之)

「ヌナ」(瓊之)、「ヌナ」(濤之)、「モモナ」(百之)の九つであるが、このほか防人歌には「ナミナ」(浪之)の例があり、又地名には田上(「タナカミ」)神邊(「カムナギ」)の如き用字法も見られる。併しいづれにしても「ナ」はア列音、甲類のイ列音、ウ列音及び甲類のオ列音で終る語についての例はあるけれども、乙類のオ列音で終る語についての例は一つも無い。「ミナミ」鳥之網は「このアミ」の約と見ることが出来る。思ふに極めて古い時代には、「ナ」と「の」とは、例へばア列音やウ列音や甲類のオ列音などで終る語には「ナ」が付き、乙類のオ列音などで終る語には「の」がつくといふ風に、使ひ分けられてゐたものであらうが、その後類推の作用で「の」が次第にその使用範圍を擴張し、本來「ナ」を用ゐてゐた場合にも「の」を用ゐるやうになつて、つひには「ナ」はたゞ特定の複合語の中のみ保存され

るやうな状態になり終つたものであらう。

又助動詞ス、フ、ユの直前に立つ動詞の活用語尾の形としては、奈良時代に於てはア列音が概して優勢にはなつてゐるものの、かつては語幹の部分との接合状態に音節結合の法則が關係してゐたと思はれる形跡が(殊にフの場合に)鮮かに見られる。まづフについて、古事記にあらはれる用例を全部擧げて見よう。

A、よこサラフ(横移) ヤラフ(逐) オそブラフ(押振) ムカフ(向) マモラフ(守) ヨバフ(呼、婚)

B、マツロフ(奉、服従)

C、もとホろフ(廻) よそフ(寄)

則ち記の範圍内では、音節結合の法則に背く例は未だ見當らない。日本書紀では、以上のほかに「ツクラフ」(作)「マツラフ」(奉、服従)「ミナギラフ」(漲)などがあつて、これらも法則に叶つてゐる。次に同様の實例を萬葉集(東歌、防人歌を除く)に求めると、以上のほかに次のやうな例が見える。但し材料は動詞及び助動詞の全形が萬葉假名書きになつてゐる場合に限つた。

A、カタラフ(語) カハラフ(變) タラフ(足) テラサフ(照) ナガサフ(流) チラフ(散) モミタフ(黄葉)

アブサフ(餘) カクサフ(隠) シハブカフ(咳) スマフ(住) 丹ツカフ(丹着) ツガフ(繼) ツツマフ(逢禍) カヘサフ(返) カハラフ(歸) ナゲカフ(歎) エマフ(笑)

B、ウツロフ(移)

C、ツツシロフ(賤) ウツろフ(移) ススろフ(噉) マツろフ(奉、服従) ホころフ(誇) よろフ(寄)

即ち大部分は法則に叶つてゐるけれど、もただCの中の「ツツシロフ」「ウツろフ」「ススろフ」「マツろフ」が問題になる。

然るに、この中マツロフは萬葉集でこそ2個所（外に下二段活用のもの3個所）とも「マツろフ」であるが、古事記では2個所とも規則正しく「マツロフ」となつてゐる。又ウツロフは萬葉集中の用例14個所のうち、2個所だけは「ウツロフ」といふ規則的の形になつてゐる。而してツヅシロフ及びススロフの用例は各唯一つづつしか無いのであるから、これら四つの不規則的な形が果してずつと古くからこの通りの形であつたかどうかは疑はしいといはなければなるまい。（フの場合に於ても、問題の個處にア列音をあらはす例は、他の例に比して甚だ多い。これらの中には、恐らくは比較的後世に他の語の場合からの類推で新に作られた形も少くはないであらう。）

以上は四段活用のフについての話であるが、下二段活用のものには「ムカフ」（向、迎）、「ミラフ」（取、捕）、「オサフ」（押、抑）、「マツろフ」（奉、令從）、「よそフ」（寄）などがある。この中「ミラフ」は神功紀に出てゐるが、法則に合はない形である。「マツろフ」は萬葉集に2個所出てゐるが、前に述べた四段活用の「マツろフ」と同様、果して古くからの形かどうか疑はしい。

次に助動詞スの直前に立つ四段活用の動詞の活用語尾の形としては、甲類のエ列音をあらはすもの1（「イヘス」言）オ列音（分用のある行ならば乙類）をあらはすもの3（「オロス」織「キコス」聞「オモホス」思）であるが、これらは皆音節結合の法則に叶つてゐる。然るにア列音をあらはすものは4に及び、その中には法則に合はないものが8まである。又助動詞ユの直前に立つ四段活用の動詞の活用語尾の形としては、オ列音（分用のある行ならば乙類）をあらはすものは僅か2（「キコユ」聞「オモホユ」思）だけであるが、いづれも法則に叶つてゐる。然るにア列音をあらはすものは7に及び、その中には法則に合はないものが2までである。かやうに、スについてもユについても、ア列音をあらはす場合は他の場合に比して壓倒的の多數を占めてゐるのであるが、それらの形の中には、他の形からの類推で

新に作られた形も少くはないであらう。ア列音をあらはす諸例の中に不合則的な形がかなりあらはれるのも、恐らくはそのせいであらうと思はれる。スやユの場合には、ア列音の勢力がフの場合よりも更に擴大されてゐるけれど、「キコス」「オモホス」「キコユ」「オモホユ」のやうな形は、極めて頻繁に用ゐられるが故に、ア列音の類推的勢力に能く抵抗して、その古形を保存してゐるのであらう。「キカス」「オモハユ」のやうな形は、恐らくは類推的構成物で、「キコス」「オモホユ」の方が古形であらうと思はれる。

動詞から出た派生動詞に於て接尾辭の直前に立つ音節、又は動詞から出た派生形容詞に於て接尾辭シ(シク)の活用(の場合)又は形容詞語尾(ク活用の場合)の直前に立つ音節の形は、原動詞の語幹に相當する部分との接合状態について、音節結合の法則に従ふのが普通である。例外はただ「コヤル」(臥)「ミバス」(飛)「ミマル」(留)の三つだけである。併しこの種の音節は、原動詞の語幹に相當する部分と併せて、之を一つの結合單位として扱つて來たのであるから、既に調査済みである。その上實例は既に「國語にあらはれる一種の母音交替について」の中に集めてあるから、今回は紙數に制限がある故、ここでは述べないことにする。

その外、「オホるカ」(凡)には「ろ」がついてゐるのに、「アカラけシ」(赤)「アキラけシ」(明)などに「ラ」がついてゐることの如きも、多分音節結合の法則と關係のあることであらう。

さて以上の音節結合の法則に關係するものは、オ列音の中でも、假名に甲乙兩類の使ひ分けのあるコソトノコロ等だけであつて、使ひ分けの無いオホラに於ては、同一類の音節が「オク」(奥)「フホごもル」(含隱)「ミツボ」(水粒)「ウラ」(魚)のやうに甲類相當の位置にあらはれることもあり、「オこ」(音)「とホシ」(遠)「のボル」(上)「ラこ」(愚)のやうに乙類相當の位置にあらはれることもある。然るにモに於ては、書紀や萬葉集でこそ同一類の音節が甲類相當の位置

にも乙類相當の位置にもあらはれるけれど、古事記まで溯ると音節が兩類に分れて、「クモ(雲)カモ(鴨)のやうな甲類相當の位置には必ず「モ」があらはれ、「こも(菰)もも(本)のやうな乙類相當の位置には必ず「も」があらはれるやうになる。これから類推するに、オホヲも更に古い時代にはやはり各二類に分れてゐて、甲類相當の位置と乙類相當の位置とはそれぞれ相異なる音節が用ゐられてゐたものではあるまいか。もし何らかの方法によつてさういふ時代の存在することが證明されるならば、その時にこそ國語にもいはゆるウラルアルタイ諸國語に於て母音調和と稱せられる類の母音配列の法則の存在したことが明かにされるわけである。

奈良時代の國語に於ける音節結合の法則が、いはゆる母音調和の法則の名残なるべきことについては、既に卒業論文の中に述べておいた。その後池上禎造氏も亦略同様の説を發表されたことがある。「國語・國文」昭和七年十月號)。さてもしさうとすれば、古代國語に存在した母音調和の法則は果してどんなものであつたらうか。まづア列音(a)ウ列音(u)及び甲類のオ列音(o)に對應する古代母音が陽性、乙類のオ列音(ö)に對應する古代母音が陰性であつたことはいふまでもない。甲類のイ列音(i)の祖先が中性であつたことも略間違ひは無からう。甲類のエ列音(e)の祖先も、他國語の母音調和の例から推すならば、中性又は陰性でありさうに期待されるが、奈良時代の文獻にあらはれた所では、甲類のエ列音は實際のところ陽性相當の場所にかあらはれて來ないのである。(古事記の志祁去岐が唯一の例外であるが、これは疑はしい。第一「シケコシ」といふ語は他に一つも用例が無いし、去の字を字音假名として用ゐたのも古事記ではここ一個所だけである。それに眞福寺本では志祁志岐となつてゐる。)乙類のイ列音及び乙類のエ列音の先祖が母音調和の上で占めてゐた位置を考へるについては、私がかつて「國語にあらはれる一種の母音交替について」に於て述べたやうな母音交替を發生せしめた音韻變化との關係を考へておく必要があ

る。格助詞ナがただ語根の被覆形にのみついて露出形には決してつかないこと、又語根の被覆形が一般に音節結合の法則に合してゐること（ただ一つの例外は「ミマ」留であるが、これは前に述べた通り、他の語形からの類推で新に出来た形かも知れない。）などから考へると、被覆形は露出形よりも一層古い時代の語形の面影を存してゐること、又母音調和の法則はこれらの音韻變化（幾回に起つたかは分らない）の起つた時期よりも前から既に存在したこと、従つてこれらの音韻變化（前稿に擧げた三種又は四種の母音交替を發生させた音韻變化だけがこの種の音韻變化の全部であつたかどうかは疑問である。）に通ずる特徴は末尾の母音の變質にあつたこと、などがかなり可能性の多い事柄として考へられて來る。かやうに考へると、乙類のイ列音及び乙類のエ列音の祖先の中には、この種の音韻變化によつて他の音から分化したのも（假に全部はさうでなかつたとしても）かなり多からうと思はれる。それらの音は最初から母音調和の法則とは無關係に、寧ろ母音調和を部分的に破壊した所の音韻變化によつて發生したものである。それ故、國語にかつて存在したと考へられる母音調和の法則を明かにするためには、これらの音韻變化の實狀を今少し詳しく研究して見る必要があらうと思はれる。

昭和十九年七月十五日 印刷
昭和十九年七月二十日 發行

國語音韻史の研究

◎定價七圓八十錢

特別行爲稅相當額七十錢

合計 八圓五拾錢

(一四五〇部)

出文協承認 あ460208



著者 有坂秀世

發行者 清水達夫

東京都澁谷區大和田町四十二番地

印刷者 北川武之輔

東京都京橋區銀座四丁目四番地

印刷所 (東東六〇) 細川活版所

東京都神田區淡路町二ノ九

發行所

東京都澁谷區大和田町四十二番地

明世堂書店
振替東京八三九三三
電話澁谷三八〇二
會員番號一三四〇一一